

三田市社会福祉協議会

訪問看護ステーション重要事項説明書

1. 事業者

(1) 法人名　　社会福祉法人 三田市社会福祉協議会

(2) 法人所在地　　兵庫県三田市川除675番地

(3) 電話番号　　079-559-5940

FAX　　079-559-5704

(4) 代表者氏名　　会長 大澤 洋一

(5) 設立年月日　　昭和49年4月17日

2. 事業所の概要

(1) 事業の目的

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の事業の適正な運営を確保するために、

人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者

が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師

が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の必要を認めた高齢者等に対し、適

正な指定訪問看護（介護予防訪問看護）を提供することを目的とします。

（2）当事業所の運営方針

- ・指定訪問看護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、
自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、
心身機能の維持回復を図るものとします。

- 指定介護予防訪問看護においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅
において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生
活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向
上を図るものとします。

- ・ステーションは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った
サービスの提供に努めます。

- ・ステーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状
態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行う
ものとします。

- ・ステーションは、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支
援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サー
ビス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

- ・ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整
備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

- ・指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供にあたっては、介護保険法第8

条第4項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ
有効に行うよう努めます。

・指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の終了に際しては、利用者又は
その家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者
へ情報の提供を行います。

（3）事業所の名称 三田市社会福祉協議会訪問看護ステーション

（4）事業所の種類 指定訪問看護事業所

（5）事業所の所在地 兵庫県三田市川除675番地

（6）電話番号 079-559-5703

FAX 079-559-5706

（7）事業所管理者氏名 山根 恭子

（8）指定年月日・事業所番号

平成12年4月1日指定 兵庫県 2861290027

（9）開設年月日 平成10年4月1日

（10）事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

〔訪問介護〕 平成12年 4月 1日指定 兵庫県 2871200073

〔通所介護〕 平成12年 4月 1日指定 兵庫県 2871200115

〔居宅介護支援事業所〕 平成12年 4月 1日指定 兵庫県 2871200016

（11）通常の事業の実施地域 三田市全域、神戸市北区の一部（長尾町・道場町

赤松町・上津台・鹿の子台北町・鹿の子台南町)

西宮市の一部（山口町）、三木市の一部（吉川町）

(1 2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金曜日 (祝日、12月29日～1月3日は除く)
受付時間	月～金曜日 9時～17時30分
サービス提供時間帯	月～金曜日 9時～17時30分

※土曜日・日曜日・祝日等は相談に応じます

※対象者においては電話等により24時間連絡が取れる体制を整えています

3. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を

配置しています。

<主な職員状況>職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 管理者	1名			
2. 看護職員	3名以上	7名以上	5. 8名	2. 5名以上
3. 理学療法士				

<職員の職務内容>

管理者 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が行
われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において

規定されている指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施に関し、事業
所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

看護師等 主治医の指示による訪問看護計画（指定介護予防訪問看護計画）に基づき指
定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供に当たります。

4. 当事業所が提供するサービスの内容と料金

当事業所では、利用者ご家庭に訪問しサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

①利用料金が介護保険から給付される場合

②利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

（1）介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

○訪問看護サービス

- ・ 健康チェック及び体温、脈拍、血圧等の測定を行います。
- ・ 医師の指示による医療的管理の実施 一膀胱洗浄、カテーテルの管理、床ずれの予
防・処置、吸引、点滴等の医学的処置を行います。

- ・ 身の回りの介護方法についての指導と援助 一食事・排泄の介助、清拭等の介助方法の指導を行います。
- ・ リハビリテーションの実施と相談（介護予防効果も含め実施）
- ・ ターミナルケアの実施
- ・ 認知症患者の看護
- ・ 精神疾患患者の看護
- ・ 小児の看護

※看護師 1 人で訪問しますが、場合によっては複数の看護師で訪問します。

☆利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画

（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問看護計画に定められます。

① サービスの利用料金

<訪問看護>

サービスに要する時間		20分未満	30分未満	30分以上	1時間以上
1. 利用料金	看護師	3,359 円	5,039 円	8,806 円	12,069 円
	理学療法士または 作業療法士				
2. うち、介護保険 から給付される金額	9割給付の場合	3,023 円	4,535 円	7,925 円	10,862 円
	8割給付の場合	2,687 円	4,031 円	7,044 円	9,655 円
	7割給付の場合	2,351 円	3,527 円	6,164 円	8,448 円
3. サービス利用に 係る自己負担額	1割負担の場合	336 円	504 円	881 円	1,207 円
	2割負担の場合	672 円	1,008 円	1,762 円	2,414 円
	3割負担の場合	1,008 円	1,512 円	2,642 円	3,621 円

<予防訪問看護>

サービスに要する時間		20分未満	30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
1. 利用料金	看護師	3, 242 円	4, 825 円	8, 495 円	11, 663円
	理学療法士または 作業療法士				
2. うち、介護保険 から給付される金額	9割給付の場合	2, 917 円	4, 342 円	7, 645 円	10, 496円
	8割給付の場合	2, 593 円	3, 860 円	6, 796 円	9, 330円
	7割給付の場合	2, 269 円	3, 377 円	5, 946 円	8, 164円
3. サービス利用に 係る自己負担額	1割負担の場合	325円	483円	850円	1, 167円
	2割負担の場合	649円	965円	1, 699 円	2, 333円
	3割負担の場合	973円	1, 448 円	2, 549 円	3, 499円

<加算料金>

	料金	利用者負担額

		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
初回加算 I 初回加算 II	3, 745円／月 3, 210円／月	375円／月 321円／月	749円／月 642円／月	1, 124円／月 963円／月
長時間訪問看護加算	3, 210円／回	321円／月	642円／月	963円／月
緊急時訪問看護加算 I	6, 420円／月	642円／月	1, 284円／月	1, 926円／月
特別管理加算	(I) 5, 350円／月	535円／月 1, 070円／月		1, 605円／月
	(II) 2, 675円／月	268円／月	535円／月	803円／月
退院時共同指導加算	6, 420円／回	642円／回	1284円／回	1926円／回
ターミナルケア加算	26, 750円／回	2, 675円／回 5, 350円／回		8, 025円／回
複数名加算 (I) * 2人の看護師等	(30分未満) 2, 717円／月	272円／月	544円／月	816円／月
	(30分以上) 4, 301円／月	431円／月	861円／月	1291円／月
複数名加算 (II) * 看護師等と看護補助者	(30分未満) 2, 150円／月	215円／月	430円／月	645円／月
	(30分以上)	340円／月	679円／月	1018円／月

	3, 391／月			
看護・介護職員 連携強化加算	2, 675円／回	268円／回	535円／回	803円／回

<定期巡回型看護（連携型）>

・定期巡回訪問看護（介護1～4） 31,682円／月

登録期間が1月に満たない時 1,037円／日

・定期巡回訪問看護（介護5） 40,242円／月

登録期間が1月に満たない時 1,326円／日

・訪問看護特別指示減算 -1,037円／日

※加算については上記の<加算料金>に同じ

☆ サービスを利用した場合にお支払いいただく料金（利用者負担）は、原則として、

サービス費（利用料）の1割～3割の額です。この負担割合は、保険者が利用者の所得金額に応じて設定しています。

☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。（定期巡回型看護（連携型）を除く）

☆ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問看護計

画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。（定期巡回型看護（連携型）を除く）

☆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範

圏内であれば、介護保険給付の対象となります。

(定期巡回型看護（連携型）を除く)

- ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ・ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%
- ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%

☆ 当事業所は、24時間連絡体制のサービスを行った場合は、「緊急時訪問看護加算」を、

また、利用者の疾病等が特別な管理が必要である場合、「特別管理加算」をいただきます。

・特別管理加算（Ⅰ） 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態である。

（Ⅱ） 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態等である。

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をい

ったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額

を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画

が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が

保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」

を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を

変更します。この場合には、事業者は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期

及び改定以後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

☆ 保険適用外部分の料金の変更については、1か月前に文書で連絡いたします。

② 交通費

通常の実施地域を越えて行う指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

事業所から、片道 5 km未満	200円
事業所から、片道 5 km以上～10 km未満	400円
事業所から、片道 10 km以上、5 km毎に	200円加算

（2）料金のお支払い方法

前記①、②の料金・費用は1か月ごとに計算し、請求しますので、翌月27日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア・金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：りそな銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、

池田泉州銀行、みなど銀行、但馬銀行、

中兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、日新信用金庫、

兵庫六甲農業協同組合、ゆうちょ銀行

1. 窓口払い

利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、追

加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事

業者に申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼動状況により契約者の希望

する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示し協議しま

す。

○諸条件の都合により、予定の訪問時間に伺う事が出来ない場合は、電話連絡いたします。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供時に、担当の訪問看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたって

は、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 看護師の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当

と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護

師の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の訪問看護師の指名はできません。

② 事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。

訪問看護師を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

（3）サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

利用者は、当事業所が提供するサービスで定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 訪問看護サービスの実施に関する指示・命令

訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者は訪問看護サービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

④ 禁止事項について

利用者及び家族等は、訪問看護職員に対する次の行為は許されません。

・訪問看護職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為、

パワーハラスメントなどのハラスメント行為

・身体及び財物の損傷、または損壊すること

・訪問看護職員に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他の迷惑

行為

・訪問看護職員が訪問中に行う飲酒行為

※訪問時に利用者の飲酒を確認した場合やハラスメント行為があった場合は、サービスの

提供は行わず、退出後には担当ケアマネジヤーや関係機関等へ連絡します。

⑤ 職員の個人情報保護について

見守りカメラの設置、職員の写真や動画撮影、録音する場合、またそれらを SNS 等

に掲載する場合は、個人情報保護法に準じて事前に職員の同意を受けてください。

（4）サービス内容の変更

サービス利用当日に、利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない

場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容

と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

（5）訪問看護師の禁止行為

訪問看護師は、利用者に対する訪問看護サービスの提供に当たって、次に該当する行為は行いません。

- ① 利用者若しくはその家族等からの物品等の授受
- ② 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ③ 利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④ その他契約者若しくはその家族等に行う迷惑行為

6. 守秘義務・個人情報の保護

ステーションは、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めます。

当事業所がサービスを提供する際に、利用者やご家族に関して当事業所が知り得た情報については、サービス担当者会議などの利用者へのサービス提供のために必要な業務以外では決して他に漏れないようにします。サービスの提供に関わって、利用者の情報を他の事業者等と共有する必要があるときは、あらかじめ利用者に説明し同意書（別紙）に署名をいただきます。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため

次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための研修を年1回以上および新規採用時に実施します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を管理者として配置します。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関に通報するものとします

8. 業務継続計画の策定について

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

9. 身体拘束等の原則禁止

事業者は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

10. 緊急時の対応

訪問看護師は利用者の症状に急変その他、緊急の事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を講じます。また処置を講じた場合は、管理者および主治医に速やかに報告します。

11. 衛生管理について

- (1) 事業者は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(4) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年1回以上実施します。

12. 損害賠償

利用者に対して当事業所の責任において賠償すべきことが起こった場合は、当事業所は利用者に賠償を致します。

加入保険	全国訪問看護事業協会 訪問看護事業総合保障制度
------	----------------------------

13. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けています。

○苦情受付窓口（担当） 山根 恵子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分

○電話番号 079-559-5703

○FAX 079-559-5706

(2) 行政機関その他苦情受付機関

三田市社会福祉協議会	所在地	三田市川除675
苦情解決責任者	電話番号	079-559-5940
山口 隆司	受付時間	月～金 午前9時～午後5時30分

第三者委員 梅迫 陽子 森村 恭子 向井 洋江		(土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
三田市役所介護保険課 認定給付係	所在地 電話番号 受付時間	三田市三輪2丁目1-1 079-559-5078 月～金 午前9時～午後4時30分 (土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く)
兵庫県国民健康保険 団体連合会 介護サービス苦情相談窓 口	所在地 電話番号 受付時間	神戸市中央区三宮町1丁目9-1-1801号 078-332-5617 月～金 午前8時45分～午後5時30分 (土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

14. 情報の保持・開示義務

(1) 事業者は、利用者のカルテ、その実施状況に関する書類等を整備するとともに、その

完結の日から5年間保存します。

(2) 事業者は、営業時間内にその事業所において、利用者及びその家族（契約解除した

場合も含む）から申し出があったときは、利用者または第三者の不利益になる場合を

除き、当該利用者に関する書類等を無料で開示します。